

## 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、以下の3つです。

1. 現行の介護職員処遇改善加算(以下、処遇改善加算)の(1)~(III)までを取得していること
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
3. 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

上記の内、3.の見える化要件とは、介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。



### 【処遇改善加算取得状況について】

当法人での介護職員等処遇改善加算(以下、新加算)の取得状況は以下の通りです。

種類	施設名	加算
特定施設入居者生活介護・介護付き有料老人ホーム	あすか	新加算(Ⅱ)

### 【処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っております。

入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・暁の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善